

指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容の表示をしています。

指 定 の 番 号	福 井 県 指 令 第 3 8 0 号
指定の有効期間	令和4年6月11日から令和9年6月10日まで
機 関 の 名 称	一般財団法人 福井県建築住宅センター
主たる事務所の 住 所	福井県福井市御幸3丁目10-15 電話番号 0776 (23) 0457
代 表 者 氏 名	理 事 長 田 中 忠 範
業 務 区 域	福 井 県 全 域
委 任 都 道 府 県 知 事	福 井 県 知 事
取 扱 建 築 物	次の1のいずれかの対象建築物に該当し、2のいずれかの構造計算によって安全性を確かめる建築物とする。ただし、3に示す構造方法によるもの及びセンターが保有しない大臣認定プログラムにより構造計算されたものを除く。 1 対象建築物 (1) 床面積が5,000㎡以下の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。(2)において同じ。) (2) 床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物で、高さが45m以下のもの 2 構造計算 (1) 令第81条第2項第一号イに定める構造計算 (2) 令第81条第2項第二号イに定める構造計算 (3) 令第81条第3項に定める構造計算（大臣認定プログラムにより構造計算されたものに限る。） 3 構造方法 (1) 平成12年建設省告示第2009号に定める構造方法 (2) 平成13年国土交通省告示第1540号に定める構造方法 (3) 平成14年国土交通省告示第666号に定める構造方法 (4) 平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第二号に定める構造方法 (5) 上記に定めるもののほか、センターにおいて処理ができない特殊な構造方法